

福山市企業立地奨励金制度の概要〔2025(R7).4～2027(R9).3〕

□本社機能への立地支援

■事業所設置奨励金

市内に事業所を設置する企業のうち、指定基準を満たす者に交付します。

▼対象事業

次に掲げる自己が使用する事業所を設置するもの。

事業所	詳細内容
特定業務施設	本社機能を有する施設。(※1)

▼指定基準

対象事業	常用従業員	立地場所	公害防止対策
新設	1年間雇用数維持(※2) 3人以上	市内全域	研究開発部門のために使用される事務所・研究所は、市と事前協議し実施
増設	1年間雇用数維持(※2) 新規2人以上		

▼奨励内容

区分	対象事業	対象者の条件	助成内容			
			助成対象	助成率	限度額	交付時期
1 土地助成	新設	● 福山北産業団地第2期事業地を市から直接購入し事業所を設置する場合	土地分譲代金	15%	なし	操業を開始した日以後
2 県外企業移転助成	新設	● 県外の本社等に勤務する常用従業員を3人以上異動させ、移転先の事業所の常用従業員数が3人以上増加する場合 ● 指定基準の雇用数維持	県外からの異動従業員1人当たり(※3)	50万円 家族(配偶者+1親等以内)含む	合計 5,000万円	操業を開始した日から1年を経過した日以後
			県内(市内除く)からの異動従業員1人当たり(※3)	30万円 家族含まない		
			投下固定資産総額(土地・建物・償却資産)(※4)	50%		
3 県内企業移転等助成	新設増設	● 指定基準の雇用数維持	県内(市内除く)からの異動従業員1人当たり(※3)	30万円 家族含まない	合計 2,000万円	操業を開始した日から1年を経過した日以後
			投下固定資産総額(土地・建物・償却資産)(※4)	10%		

☑ 県外企業移転助成の適用を受ける場合、広島県の企業人材転入助成も活用できます。
(お問い合わせ先) 広島県商工労働局 県内投資促進課 TEL:082-223-5151

■雇用奨励金

事業所設置奨励金の対象者のうち、一定の条件を満たす者に交付します。

対象者の条件			助成内容		
基準日	対象従業員(※5)	対象従業員数	助成率	限度額	交付時期
操業を開始した日から1年を経過した日	● 基準日の9か月以上前から引き続き雇用し、かつ、その間福山市に住所を有する新規雇用者	小規模企業者(※6) 1人以上 中小企業者(※6) 3人以上 その他の者 5人以上	対象従業員1人当たり30万円	3,000万円	基準日以後

※ 1 対象施設（特定業務施設）

次のいずれかの施設

- 事務所：複数の事業所に対する業務または全体的な業務を行う次の部門のために使用されるもの

部門	具体例	詳細説明
調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）
研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括部門も含む）
国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門

- 研究所：事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
- 研修所：事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※ 2 1年間雇用数維持

操業を開始した日から1年間、当該雇用者数を維持する場合に限る。

※ 3 異動従業員

常時使用する従業員で、福山市内に住所を有してから1年以上を経過する者

※ 4 投下固定資産総額

償却資産の賃貸借契約に係る賃借料（1年分に限る）を含む。

※ 5 対象従業員

操業を開始した日の1年前または指定申請の日から基準日の9か月前までの間に、新規に雇入れた常時使用する従業員

※ 6 中小企業、小規模企業の範囲

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の定める中小企業者、小規模企業者

業種	対象施設					中小企業者 （いずれかを満たす者）		小規模企業者
	工場	流通	試験	本社	情報	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く。）				●		3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業				●		1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業				●		5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業						5,000万円以下	50人以下	5人以下

■ 手続きの流れ

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
指定申請	事業の審査	指定決定	事業着手	事業の変更	工事完了	操業開始	事業完了	事業の確認	交付申請	交付決定	奨励金請求	奨励金交付
指定申請書の提出	事業計画の審査等 （市）	指定決定通知書の 送付（市）		事業計画変更届の 提出		操業開始届の提出	事業完了届の提出	現地確認（市）	補助金交付申請書の 提出	補助金交付決定通 知書の送付（市）		

- 「①指定申請」は、「④事業着手」の1か月前までに申請してください。
- 対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、経済総務課までお問い合わせください。

制度の活用をご検討の際には、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

福山市経済環境局 経済部 経済総務課

TEL：084-928-1124 E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市企業立地

検索